

大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金 受給申請手続きについて

制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給します。

支給対象となる要件

令和5年7月1日現在において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の令和5年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税**（0円）又は**生活保護（生業扶助）受給世帯**であること。
- ② 保護者等が**大阪府内に住所を有していること**。（※1）
- ③ 生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、原則、令和5年7月1日現在において休学していないこと。
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること。（大阪府外の国公立高等学校等も対象となります。）
- ⑥ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）

- ※1 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
保護者等のうち一方のみが大阪府外に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府に申請できます。
- ④ 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。
- ⑥ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外です。

支給金額

区分	対象生徒の区分	給付金額		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	32,300円		
2	道府県民税 区分3のa・bに該当する兄弟姉妹のいない生徒	117,100円	50,500円	
3	道府県民税 所得割額 及び 市町村民税 所得割額 非課税世帯 生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合（※2、※3） a. 高等学校等に該当する兄・姉 b. 中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない、平成12年7月3日から平成20年4月1日生まれの兄弟姉妹	143,700円		

※2 年齢及び扶養者の状況は、健康保険証等により、令和5年7月1日現在で判断します。

※3 保護者等以外に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません（保護者等は、就学支援金での考え方と同じです）。

申請に必要な書類

下記表の書類を、学校の定める期日までに提出してください。

	申請書	生活保護受給証明書(※4)	課税証明書等(※5)	生徒本人の保険証の写し	兄弟姉妹の保険証の写し	通帳等の写し	在学証明書
区分1：生活保護受給世帯	●	●	—	—	—	●	▲(※6)
区分2：非課税世帯(第1子)	●	—	●	●	—	●	▲(※6)
区分3：非課税世帯(第2子)	●	—	●	●	●	●	▲(※6、7)

※4 生活保護受給証明書は、令和5年7月1日以降に発行されたものに限ります。

※5 次の①～③のいずれかの書類です。

④ 配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は必要です。

① 令和5年度市町村民税・府民税 課税(非課税) 証明書の原本 (④ 発行日から3か月以内のもの)

② 令和5年度市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書の写し (サラリーマン世帯の方)

③ 令和5年度市町村民税・府民税 納税通知書の写し (自営業世帯の方)

※6 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通いの学校を介さず申請を行う場合、生徒本人の在学証明書(令和5年7月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です。

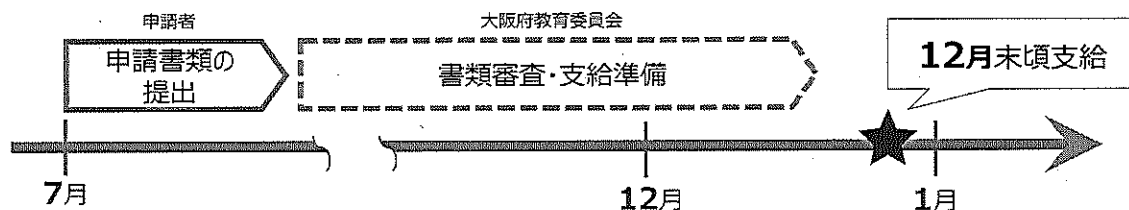
⑤ 在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます。

※7 兄弟姉妹が「高等学校等に在学する23歳以上の兄弟」又は「通信制の高等学校等に在学している弟妹」である場合、兄弟姉妹の在学証明書(令和5年7月1日現在の在学を確認できるもの)が必要です。

申請から支給までの流れ

- 申請の手続き(書類の受け渡し及び提出)はお通いの学校事務室を通じて行います。
- **申請書類は、学校が定める期日までに提出ください。**
- 大阪府教育委員会において審査後、審査結果の通知書の配付及び認定となった者への支給を12月末頃に行います。

⑥ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。



FAQ



Q1. 住民税のうち所得割額は0円ですが、均等割額が0円ではありません。対象となりますか。

A1. 対象です。



Q2. 結果や振込日はどのようにわかりますか。

A2. 12月末頃に学校を通じて審査結果の通知書をお渡しします。
支給決定の場合は、通知書の下部に振込予定日を記載いたします。

お問合せ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

●● 高等学校 事務室 TEL: ●●-●●●●-●●●●

【制度の概要などに関すること】

大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL: 06-6941-0351(代)

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

対象区分確認シート

7月1日現在において、生徒は、就学支援金の支給を受ける資格を有していますか。
もしくは、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、保護者等の居住地は大阪府ですか。

はい

いいえ

両親のうち一方が府内
もう一方が府外

大阪府では対象外です。
保護者等のお住まいの
都道府県にお問い合わせ
ください。

世帯の生活の本拠は、大阪府内ですか。

はい

いいえ

7月1日現在、生徒は学校に在籍していますか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか。

受給している

受給していない

又は生活保護を受給しているが
生徒が生業扶助を受けていない

令和5年度の保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の「所得割額」が非課税（0円）ですか。

はい

いいえ

対象外です。

7月1日現在、生徒が在学する高等学校等は「全日制・定時制」又は
「通信制・専攻科」のどちらですか。

全日制・定時制

通信制・専攻科

ただし、家計急変によって
収入が激減し、急変後
1年間の収入が非課税相
当に減少した世帯は、
給付金の支給対象となる
場合があります。

「国公立高等学校等奨学
のための給付金（家計急
変世帯への支援）受給申
請手続きについて」をご覧
ください。

7月1日現在、生徒には、生徒と同じ世帯で扶養されている
次のいずれかの兄弟姉妹がいますか。

- a. 高等学校等に在学する兄・姉
- b. 中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない
15歳以上23歳未満の兄弟姉妹

例：支援学校生の兄弟姉妹、通信制高校生の弟・妹、
無職の兄弟姉妹、大学生の兄弟姉妹 等

はい

いいえ

区分1

区分3

区分2

通信制・専攻科

各区分の金額等については、P.1【支給金額】をご参照ください。

国公立高等学校等奨学のための給付金 「家計急変世帯への支援」の受給申請手続きについて

制度の概要

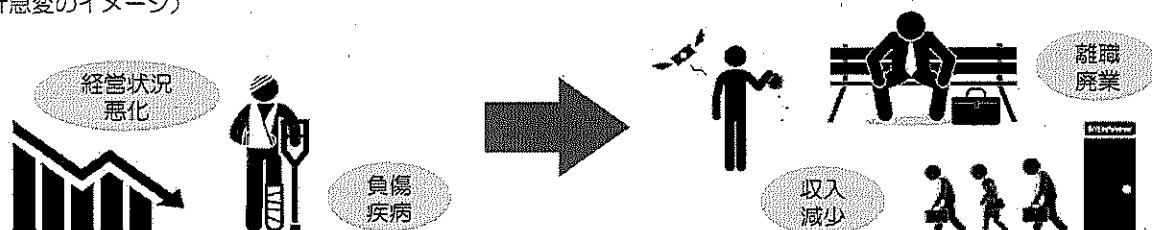
- 家計急変（※1）したことにより、保護者等全員（※2）の収入が激減した世帯に対して、奨学のための給付金（※3）を支給します。

※1 家計急変とは、負傷や疾病、経営状況の悪化、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職・休職・廃業・収入減少等のことを言います。

※2 就学支援金の保護者等の考え方と同じです。

※3 奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。令和5年度道府県民税所得割額及び市町村民税の所得割額が非課税（0円）の世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯を対象とします。

（家計急変のイメージ）



支給金額

- 支給金額は基準日によって異なります。

基準日は、家計急変（離職・休職・廃業・収入減少等）した日によって定められます。

⑩ 給与収入の場合、収入減少した日は、収入が減少し始めた月の給与振込日です。

家計急変した日	基準日 / 支給金額
令和5年7月1日以前	令和5年7月1日 / 年額（「★支給金額」を参照）
令和5年7月2日以降	家計急変した月の翌月1日 （家計急変した日が月の1日の場合は当月1日） / $\frac{\text{給付年額} \div 12 \text{か月} \times \text{基準日の属する月から翌年3月までの月数}}{\text{より算出した金額（例3を参照）}}$

例1）令和5年4月25日に離職した場合、基準日は令和5年7月1日 → 年額を支給

例2）令和4年10月1日に離職した場合、基準日は令和5年7月1日 → 年額を支給

例3）令和5年7月分の給与（振込日は7月25日）から収入減少した場合、基準日は令和5年8月1日
申請者が下記「★支給金額」の区分②に該当する場合

→ 年額 $143,700 \text{円} \div 12 \text{か月} \times 8 \text{か月（8月～翌年3月）} = 95,800 \text{円}$ を支給

★支給金額

対象生徒の区分	年額		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
①下のa・bに該当する兄弟姉妹のいない生徒	117,100円	50,500円	
②生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が a・bのいずれかに該当する場合（※4、※5） a. 兄・姉が高等学校等に在学していること。 b. 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校（全日制・定時制）に在学していないこと。	143,700円		

※4 年齢及び扶養者の状況は、健康保険証等により、基準日現在で判断します。

※5 保護者等以外に扶養されている場合は、左表の兄弟姉妹には該当しません。

支給対象となる要件

●基準日現在の状況が、次の要件①～⑧のすべてを満たしている必要があります。

- ①保護者等が大阪府内に住所を有していること。
→ 府外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。
- ②家計が急変した事由が別に定める要件に該当すること。
→ 次ページの『●「②家計急変事由を証明する書類」について』よりご確認ください。
- ③保護者等全員の家計急変発生後の収入見込額から算出される住民税の所得割額が非課税相当であると認められる世帯であること。（※6）
- ④令和5年12月1日以前に家計急変した者であること。
→ 令和5年12月2日以降に家計急変した場合、今年度は審査対象外です。
- ⑤生徒が国公立の高等学校等に在学していること。
- ⑥生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は学び直し支援金の補助対象となる者であること。
- ⑦原則、生徒が基準日現在において休学していないこと。
- ⑧生徒が平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること。
（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含む。）

※6 家計急変発生後3か月分の収入証明書類をもとに、家計急変発生後1年間の収入見込額を推計します。住民税の所得割額とは、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額のことです。

●所得割額が非課税相当となる給与収入・所得の目安

扶養親族の人数	2人	3人	4人	5人
給与収入	約221万円未満	約271万円未満	約321万円未満	約371万円未満
給与収入以外（所得）	約147万円未満	約182万円未満	約217万円未満	約252万円未満

⑨「給与収入」は給与や賞などの合計金額を、「給与収入以外（所得）」は売り上げから必要経費・諸経費を差し引いた金額を指します。

申請に必要な書類

●受給申請書に併せて、次の①～⑧の書類を提出してください。

- ①令和5年度 課税証明書等 保護者等全員必要
→ 以下のいずれかの書類が必要です。
A：市民税・府民税 課税証明書の原本（⑨ 発行日から3か月以内のもの）
B：市民税・府民税 住民税特別徴収税額の決定通知書の写し
C：市民税・府民税 納税通知書の写し
- ②家計急変事由を証明する書類 家計急変した保護者等が必要
→ 以下のA、Bにあたる書類がどちらも必要です。
A：離職等の事実を証明する書類…雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届出書 など
B：離職等の事由を証明する書類…雇用保険受給資格者証、事由申立書（※7）、
その他事由を証明できる書類（理由によって異なります）
⑩ 家計急変事由によって提出書類が異なります。詳細は、次項の表をご参照ください。
- ③家計急変後の収入を証明する書類 保護者等全員必要
→ 家計急変した翌月（月の1日に家計急変した場合は当月）から連続3か月分（令和4年12月以前に家計急変した場合は令和5年1・2・3月分）の収入について、以下のいずれかの書類が必要です。
A：給与収入の場合…給与明細の写し
B：給与収入以外（事業収入など）の場合…収入証明書（※7）
C：収入が0円の場合…無収入誓約書（※7）

④保護者等の扶養親族の人数を確認する書類

→ 課税証明書等の記載内容と相違ない場合、提出を省略できます。

課税証明書等の記載内容と異なる場合、扶養親族全員の健康保険証の写しを申請書に貼付してください。

⑤生徒本人の健康保険証の写し（申請書に貼付してください）

⑥生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し

→ 生徒と同じ世帯に扶養されていて、以下のa又はbに該当する兄弟姉妹がいる場合のみ、申請書に貼付してください。

a. 兄・姉が高等学校等に在学していること。

b. 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校（全日制・定時制）に在学していないこと。

⑦給付金振込先口座の通帳等の写し（申請書に貼付してください）

⑧生徒又は生徒の兄弟姉妹の在学証明書（※7）

→ 以下のいずれかに当てはまる場合のみ、それぞれ基準日現在の在学を確認できる在学証明書の提出が必要です。

A：⑥のa・bに該当する兄弟姉妹が「高等学校等に在学する23歳以上の兄・姉」

又は「通信制の高等学校等に在学する15歳以上23歳未満の弟・妹」である場合…兄弟姉妹の在学証明書

B：国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、

お通りの学校を介さず申請を行う場合…生徒本人の在学証明書

※7 事由申立書・収入証明書・無収入誓約書・在学証明書は、大阪府所定の様式です。必要な場合はお通りの学校事務室よりお受け取りください。

●「②家計急変事由を証明する書類」について

対象となる家計急変事由		提出書類（※8）
離職	雇用保険受給資格者証又は離職票に記載の離職理由コードが次のいずれかであること。 11(1A)：解雇 12(1B)：天災その他やむを得ない理由により事業継続不可能になったことによる解雇 21(2A)：特定雇止め（雇用期間3年以上、雇止め通知あり） 22(2B)：特定雇止め（雇用期間3年未満、契約更新明示あり） 23(2C)：期間満了（雇用期間3年未満、契約更新明示なし） 31(3A)：事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 32(3B)：事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 33(3C)：正当な理由のある自己都合退職（31(3A)、32(3B)、34(3D)を除く） 34(3D)：正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6か月以上12か月未満） ④ 上記以外のコードである場合は支給対象外です。	A・B：雇用保険受給資格者証又は離職票
	自己の責めに帰することのできない理由（＝上記コードに相当する理由）があること。 例）・妊娠、出産、育児等により就労が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために離職を余儀なくされたこと。	A：離職を証明する書類 例）退職証明書、辞令等 B：事由を証明する書類（※9）
	負傷、疾病等によるもの。	A：離職を証明する書類 例）退職証明書、離職票等 B：診断書等
廃業	自己の責めに帰することのできない理由があること。 例）・経営状況の悪化により事業の継続が困難となったこと。 ・妊娠、出産、育児等により事業の継続が困難となったこと。 ・保護者等の父もしくは母の死亡、負傷、疾病等により、父もしくは母を扶養するために廃業を余儀なくされたこと。	A：廃業届出書 B：事由を証明する書類（※9）
	負傷、疾病等によるもの。	A：廃業届出書 B：診断書等
休職（休業）	負傷、疾病等によるもの。	A：休職（休業）を証明する書類 B：診断書等
上記以外による収入の減少	自己の責めに帰することのできない理由があり、収入が減少したこと。 例）・会社員等で、会社側の都合により給与を減額されたり、シフトを減らされたりしていること。 ・個人事業主等で、経営状況の悪化によること。	A・B：事由申立書（※10）

※8 提出書類は、第三者に証明された公的書類に限ります。

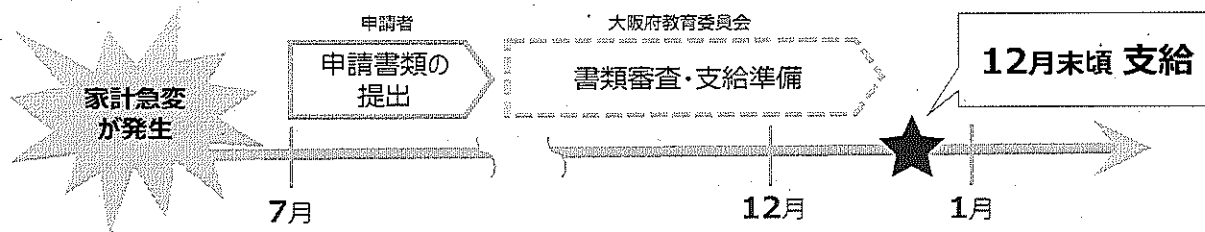
※9 事由によって異なります。

例）妊娠、出産、育児等による場合…母子健康手帳の写し等

※10 会社員等の場合は会社による証明が、個人事業主等の場合は事業主本人の誓約が必要です。

申請から支給までの流れ

- 申請の手続き（書類の受け渡し及び提出）はお通りの学校事務室を通じて行います。
家計急変の発生後、速やかに学校事務室に連絡し、申請手続きを進めてください。
 - 申請書類は、学校が定める期限までにご提出ください。
 - 大阪府教育委員会において審査後、審査結果の通知書の配付及び認定となった者への支給を12月末頃に行います。
- ④ 申請書の提出が遅れた場合、支給日も遅れる可能性があります。



FAQ



Q1. 申請すれば、必ず給付金を支給されますか。

A1. 必ず支給されるとは限りません。家計急変事由が要件に該当するか、収入が非課税に相当するか等を審査し、認定を受けた場合のみ支給されます。



Q2. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は離職しましたが、母の収入は変わりません。対象となりますか。

A2. 対象外です。両親ともに所得割額が0円でない場合は、両親ともに離職や収入減少によって家計急変している必要があります。併せて、両親とも収入が非課税に相当すると認められる必要があります。



Q3. 両親ともに所得割額が0円でない世帯です。父は6月15日に離職し、母は9月15日に休職しました。この場合、基準日はいつになりますか。

A3. 保護者等全員が離職・休職した時点で考えるため、休職した母の休職開始日（9月15日）より考えると基準日は10月1日となります。
また、収入証明書類も同様に考えるため、両親とも10～12月分の証明が必要となります。



Q4. 結果や振込日はどのようにしてわかりますか。

A4. お通りの学校を通じて審査結果の通知書をお渡しいたします。
支給が決定した場合は、通知書の下部に振込日を記載します。

お問い合わせ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

●●高等学校 事務室 TEL：●●-●●●●-●●●●

【制度の概要などに関すること】

大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL：06-6941-0351(代)

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>